

第1章 計画の策定にあたって

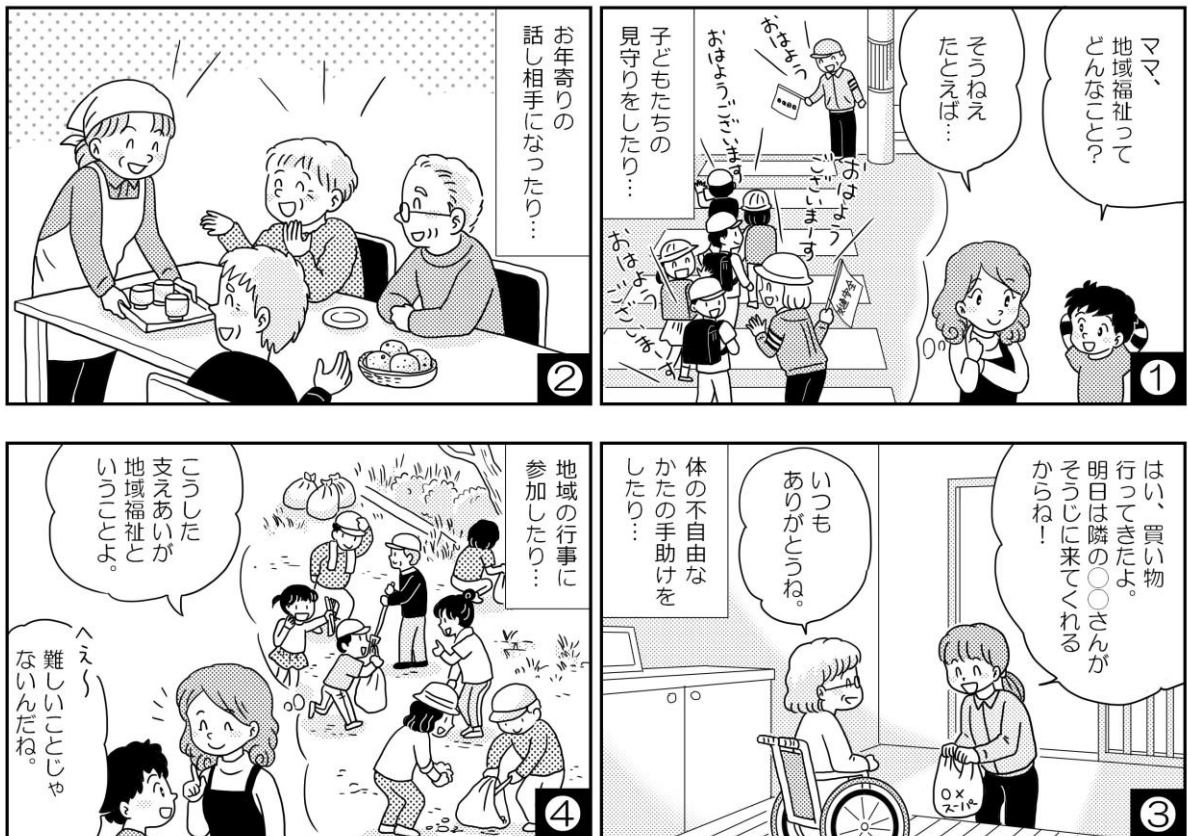
1 地域福祉計画とは

少子高齢化や核家族化の急速な進行、また、人々の暮らし方や働き方などが多様化するなかで、隣近所など地域の結びつきが弱くなっており、昔あった住民同士の支えあいなどの「地域力」が低くなっています。さらに、ひきこもり*、子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死、子どもや高齢者に対する虐待などの犯罪、自殺者の増加などが新たな社会問題となっています。

こうしたなか、福祉サービスにかかわる制度は充実されていますが、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が急増していくなかで地域において安心して暮らし続けるためには、市による福祉サービスのみでは不十分です。このため、地域において住民同士で支えあうことがますます必要になっています。

つまり、地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に生かすという「地域福祉」を進めることが重要です。

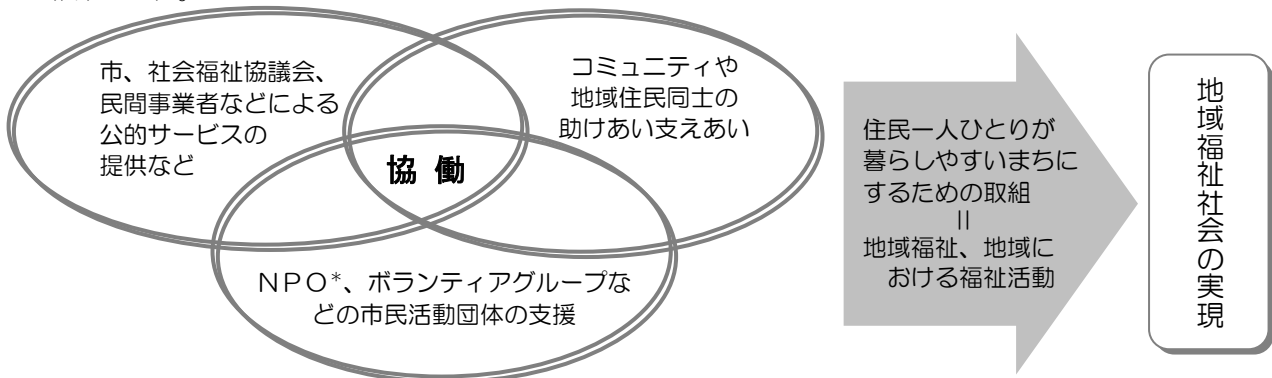
これは、子どもから高齢者まで、住民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるために、地域で困っている人を助けあい、お互いに支えあうということです。このような「地域力」を高めるためには、誰もが地域社会でできる役割を担う気持ちと行動が不可欠です。



(→44 ページへつづく)

地域福祉社会の実現のためには、市や民間事業者などが提供する公的なサービスの充実とともに、地域での人と人とのつながりを大切にして取り組む住民同士の支えあいの充実、場合によっては近年盛んになっている市民活動グループの協力を得ることが必要です。

このように、自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくするために、地域が主体となり、市や社会福祉協議会*等と協働で支えあいながら活動に取り組んでいくことが地域福祉です。



【「協働」とは】立場の違う人や組織・団体が、お互いを尊重し、互いに理解し合い、役割・責任を分担しながら、共通の目的・目標に向かって連携・協力し、相乗効果を上げていくことをさします。

【参考】社会福祉法* 地域福祉計画関連条文

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

「地域」の範囲のとらえ方

計画のなかで取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取組内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みが考えられます。

例えば、ボランティア*活動の「地域」といっても、その活動の内容によっては、自分の近所だけを活動範囲にしている場合もあれば、市全域が活動範囲になっている場合もあり、「地域」の範囲は様々な大きさが考えられます。

なお、本市においては、8つの小学校区ごとにコミュニティ推進協議会*が設立されており、町内会、民生委員・児童委員*、自主防災会などの力を結集して、自分たちのまちは自分たちで良くしていこうという活動が進められています。コミュニティ推進協議会が、地域福祉の強力な推進力の一つとなることを目指しています。

《小地域》……………町内会、組、班など

《地 区》……………小学校区（コミュニティ*）

《全 市》……………市全域

2 計画策定の趣旨

国においては、社会福祉の基礎構造改革が進められ、サービスの利用者と提供者の対等な関係を築き、多様化する個人のニーズに対して地域における総合的な支援体制を確立することと、住民自身の積極的な参加による福祉の文化を創造することを目指して、地域福祉計画の策定が位置づけられました。

平成20年3月31日には厚生労働省から『「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書―地域における「新たな支え合い」を求めて―』が出されました。このなかで、地域社会で支援を求めている人に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等地域住民のつながりをつくる方策などが示されました。その後、厚生労働省は、地域福祉計画において高齢者等の孤立の防止、生活困窮者の支援についても含めていくことを示しています。

本市においても高齢化が進んでおり、高齢者人口の増加とそれに伴う要支援・要介護認定*者の増加、認知機能の低下した高齢者やひとり暮らし高齢者世帯等の増加といった課題への対応が求められます。さらに、定住を図るための子育て支援、障がい者や子どもなど、支援を必要とする人たちを地域社会全体で支えることが必要です。

市では、平成18年に津島市市民協働宣言を行い、平成24年度に「協働のまちづくり基本方針」を策定して、市民と市との協働を進めています。第4次津島市総合計画（平成23年度～平成32年度）においては「ともにつくろう 住んでみたくなるまち津島」を将来像に掲げ、施策として“健やかにいきいきと暮らせるまち”を目指して、地域福祉の推進を図っています。

このようななか、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくことができるまちを目指して、平成22年度に「(第1期)津島市地域福祉計画」を策定するとともに、この計画の具体化に向けて平成23年度に津島市社会福祉協議会で「(第2期)津島市地域福祉活動計画」を策定して、連携を図りながら福祉のまちづくりを進めてきました。

2つの計画の最終年度にあたる平成27年度においては、社会情勢の変化から地域福祉を取り巻く環境も大きく変化しています。とくに、東日本大震災*を契機とした災害対策基本法の一部改正にともない、風水害や地震などの災害時に、自力での避難が困難な人の事前の名簿作成及び避難誘導等の支援が大きな課題となっています。

さらに前計画の評価から、さらに推進・拡充すべき事業、あるいは修正・見直しが必要な事業など、問題と課題が明確になりました。この状況下において、課題の解決を図るため、このたび、2つの計画を統合し、新たに「地域福祉えがおのまち計画(第2期 津島市地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画)」を策定し、前計画以上に市民がお互いに助けあい、支えあうような関係づくりを進めることを目指します。

【参考】社会福祉法 地域福祉計画関連条文

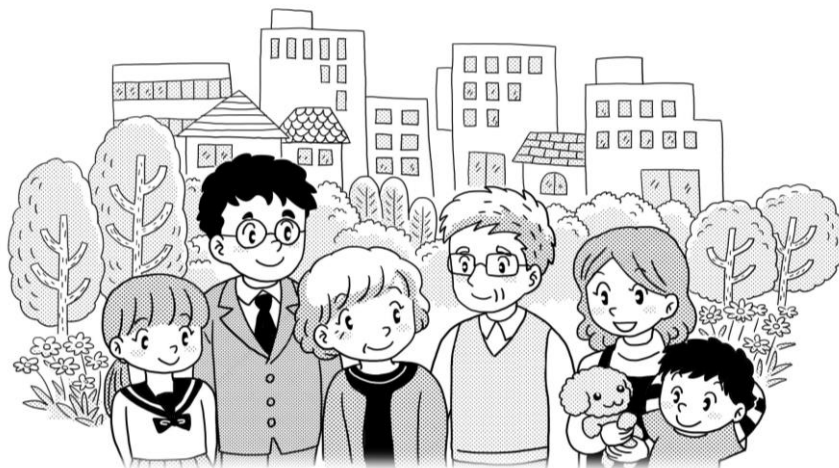
(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【参考】災害対策基本法等の一部を改正する法律（災害対策基本法の一部改正）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者*」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。



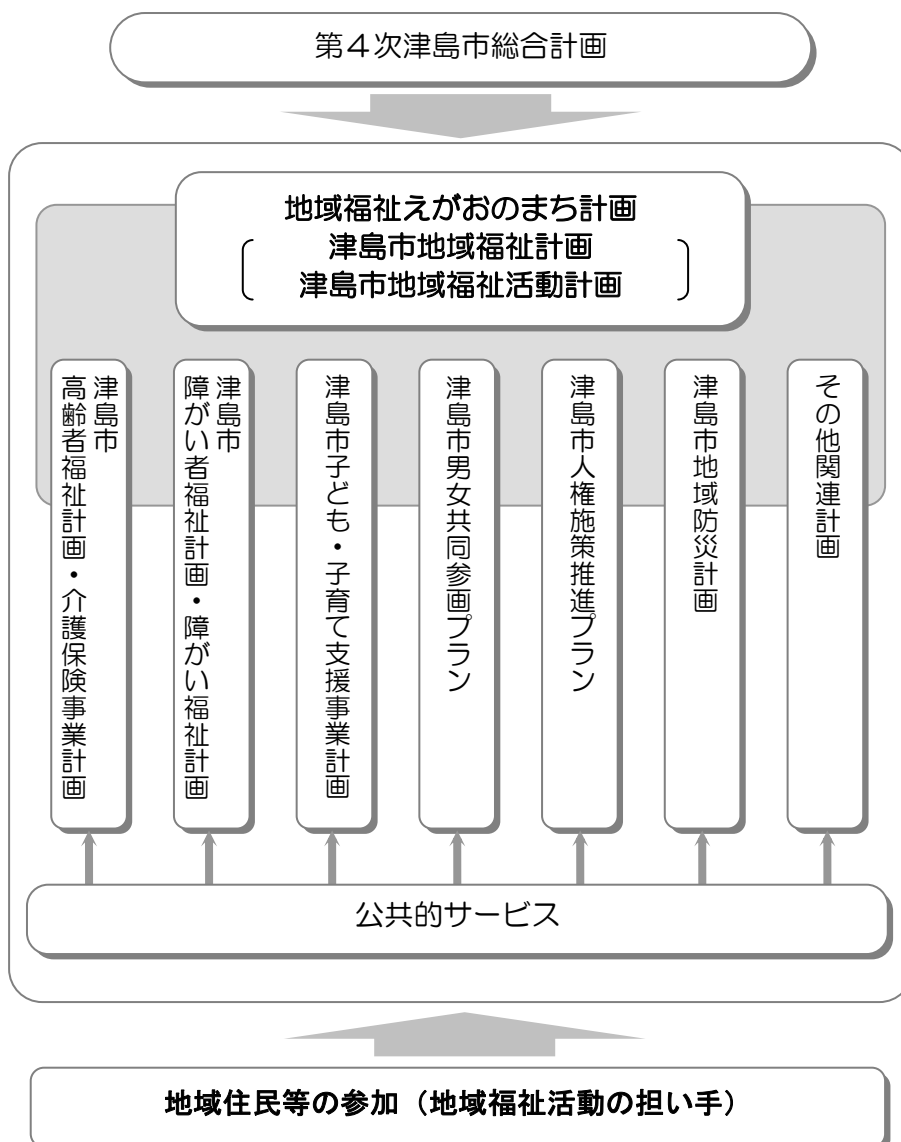
3 計画の性格と位置づけ

(1) 地域福祉計画の性格と位置づけ

「地域福祉計画」は、すべての住民が、自分たちの暮らす地域で、共に支えあいながら、生涯にわたり自立した生活を送ることができるようにするため、また、安全に安心して暮らすことができるようにするために、地域福祉の推進を目指す計画です。

計画の内容は、幅広い地域住民の参加を得ながら、地域での生活上の問題を解決したり、日常生活における自立を支援する体制の基盤づくりを、住民、福祉事業者、関係機関等や市の協働により推進していく上での指針となります。

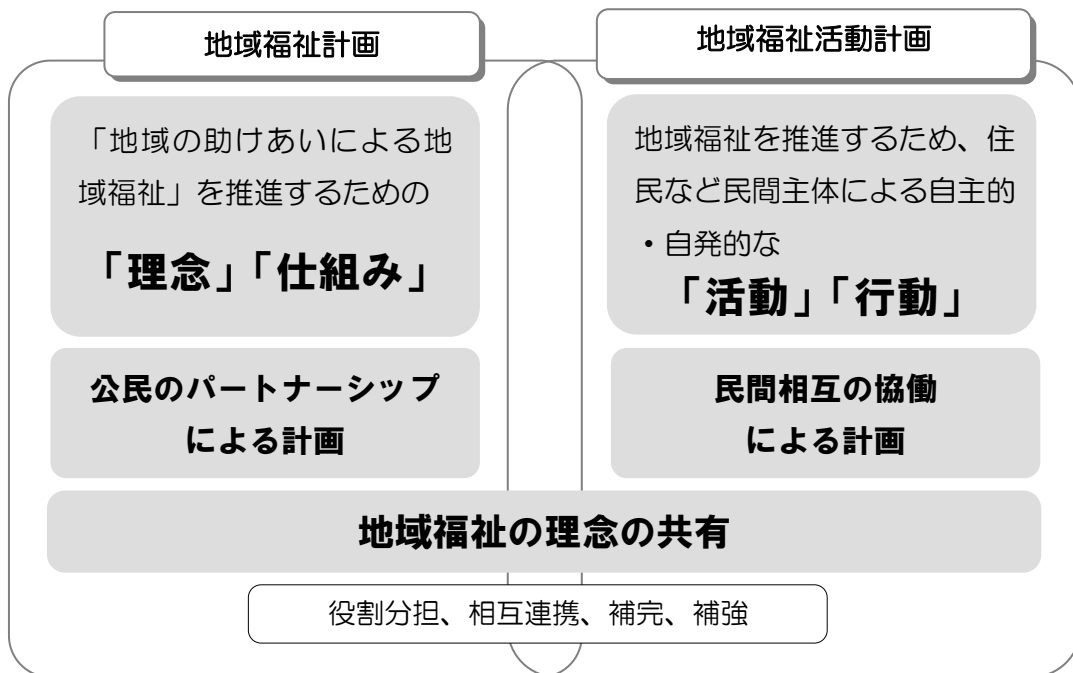
図表 1-3-1 地域福祉計画・地域福祉活動計画と他計画との関係性



(2) 地域福祉活動計画の性格と位置づけ

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられた社会福祉協議会の呼びかけにより、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人が相互協力して地域福祉を推進するための民間の活動計画です。

図表 1-3-2 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。

これらが一体となって策定されることにより、市や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など、地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

そのため、本市では両計画を一体的に策定することとしています。

(4) 計画期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、国や愛知県などの動向を踏まえて、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査の実施や地域住民の参画を得るために、8小学校区のコミュニティ推進協議会において地区懇談会を開催するなど、地域福祉に関する課題や意見を把握し、最終的にはパブリックコメント*を実施して、計画案に対する市民の意見を得ました。

また、地域福祉に関する有識者及び地域活動団体の代表者や公募の市民などで構成する「津島市地域福祉計画策定委員会」及び「津島市地域福祉活動計画策定委員会」を設置して、計画や地域福祉の推進についての意見を得て策定しました。

市の庁内組織としては、「津島市地域福祉計画策定委員会幹事会」及び「津島市地域福祉計画策定委員会専門部会」を設置して協議、検討を行いました。

なお、事務局は福祉課と社会福祉協議会が務め、地域福祉計画と地域福祉活動計画を合同で策定しました。

